山梨県青少年問題協議会委員

を募集します！（募集期間延長）

山梨県は、県の青少年の指導、健全育成、保護及び矯正に関する施策に、県民の皆様の御意見を反映するために、「山梨県青少年問題協議会」の委員を公募いたします。

募集期間:令和８年４月２０日（月）～令和８年５月１８日（月）

※応募数が規定に達しないため、募集期間を令和８年５月27日（水）まで延長いたします。

■募集人数・任期

公募数　　２名

任　期　　令和８年７月１日～令和１０年６月３０日（２年間）

■応募資格

・県内に在住又は通勤､通学し、青少年育成について関心・意欲をお持ちの満１８歳（令和８年４月１日現在）以上の方

（高校生、国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤職員、県の審議会等の委員を除きます。）

・年２回程度平日に開催される山梨県青少年問題協議会に出席可能な方

（会議は原則として公開です。）

■応募方法

「応募用紙」と「作文」を郵送、電子メール、ＦＡＸまたは持参のいずれかにより提出してください。

作文テーマ　「これからの青少年の健全育成について考えること」（字数８００字程度）

※様式自由。必ず、氏名を記入してください

令和８年５月１８日（月）午後５時１５分　必着です。※期間延長令和８年５月２７日（水）

■選考方法

・選考委員会を設置し、提出された応募用紙及び作文等により選考します。

・記載された個人情報は、この募集に関する業務のみに利用し、個人情報保護法及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳正に取り扱います。

■その他

・選考結果は、郵送により文書で６月中旬に応募者全員に通知します。

・応募された作文は返却しません。また、著作権は山梨県に帰属します。

・委員となられた方には、山梨県の規定により、報酬及び旅費（往復の交通費）を支給します。

・応募にあたって要する費用（郵便代等）は支給しませんのであらかじめ御了承ください。

・委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。

・委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用することはできません。

・審議において知り得た秘密を漏らすことはできません。

■問い合わせ先・応募先

山梨県教育庁　社会教育課　青少年保護育成担当

〒400-8504　甲府市丸の内１－６－１

電　話　０５５－２２３－１３５６（直通）　8:30～17:15（土・日曜日を除く）

ＦＡＸ　０５５－２２３－１７７５

E-mail　shakaikyo@pref.yamanashi.lg.jp

社会教育課ＨＰアドレス　https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/index.html

詳しくはこちら！⇒